

川越市エコアクション21認証取得支援事業補助金 補助金交付申請ポイントチェック表

<p>《書類作成時の注意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消せるボールペンの使用は認められません。 ○誤って記入した場合には、二重取り消し線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。 ○ご提出いただいた書類はお返しできません。

《補助金を受けるうえでの前提条件の確認》	確認欄
令和7年4月1日から令和8年1月31日までの期間において、新規にエコアクション21の認証を取得する事業であること。(過去に認証を取り下げた経緯があり、再取得する事業は対象外です。)	
川越市内に本社を有する中小企業者であること。	
川越市から課税された税金すべてにおいて、滞納がないこと。	
宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業者ではないこと。	
破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていないこと。	
会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていないこと。	
民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと。	
川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。	
暴力団経営支配法人等に該当しないこと。	

《申請書類作成のポイント》	確認欄
◆川越市エコアクション21認証取得支援補助金交付申請書(様式第1号)	
『所在地』は、川越市内の本社のものになっていますか。	
『補助対象経費』は、エコアクション21中央事務局に納付した認証・登録料で、「消費税及び地方消費税額」を除いた額になっていますか。	
『補助金交付申請額』は、補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)又は45,000円のいずれか低い額となっていますか。	
『補助金振込先口座』は、申請した事業者の法人名義(個人事業主は申請者名義)になっていますか。	
◆添付書類(1) エコアクション21認証・登録証の写し	
記載内容(認証・登録番号、認証・登録事業者名、事業活動、対象事業所、認証・登録日等)が鮮明に複写されていますか。	
◆添付書類(2) 認証・登録に要した費用の支払いを証する書類の写し	
書類は、申請事業者名義で作成されていますか。	
認証・登録料及びその他の補助対象外経費が明確に区別できますか。	
◆添付書類(3) 環境経営レポート	
エコアクション21の登録審査申込時に添付した「環境経営レポート」ですか。	
◆添付書類(4) 登記事項証明書(法人の場合)	
履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のものに限る)は用意していますか。	
◆添付書類(5) 開業届(税務署が受理したことがわかるもの)又は確定申告書(直近のものに限る。)の写し(個人事業者の場合)	
確定申告書の写しを提出する場合は税務署に提出したことがわかるものを添付していますか。	

※提出は環境政策課窓口(市役所5階)へ直接お持ちいただくか、郵送(簡易書留又はレターパックプラス)にてご提出をお願いします。

※ポイントのみを記載しています。提出前に申請の手引きを参照して、不備が無いかよくご確認ください。

<p>【お問い合わせ】</p> <p>川越市環境政策課地球温暖化対策担当 〒350-8601 川越市元町1-3-1 電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800 電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp (メール送信の際は★を@に置き換えてください。)</p>
